

文部科学省通知「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」等を踏まえ、本市の市立学校における対応についてお知らせします。

令和5年5月1日

市立各学校長様

教育長

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症拡大防止と学校教育活動の両立に御尽力頂き感謝申し上げます。

このたび、別添、令和5年4月28日付文部科学省通知「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」のとおり、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が示され、これまでの感染症対策についても見直しがありました。

このことを踏まえ、令和5年5月7日をもって、「新型コロナウイルス感染症に対応した さいたま市学校教育活動実施マニュアル『学校の新しい生活様式』（2023.4.1 第7版）」の運用を終了することとします。

つきましては、市立学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応について、令和5年5月8日以降は、別添の「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」等を参考にするとともに、下記の点に留意して対応をお願いします。

記

1 児童生徒の出席停止等について

- 感染が判明した児童生徒に対しては、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準として出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意すること。
- 合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れを生じることのないようになるとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続する取組を行うこと。
- そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、別添「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること。

2 学級閉鎖等の臨時休業の基準について

○同一の学級等において、「複数の児童生徒等の感染が判明し、かつ、学級内等で感染が広がっている可能性が高い場合」、学びの保障の観点に留意しつつ、学校医等の助言も参考に、5日程度（土日祝日を含む）を目安に臨時休業を検討する。

3 陽性者発生時の報告等について

○児童生徒の新型コロナウィルス感染症に係る報告は「別紙」のとおりとする。

4 その他

○学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めることが基本となること。

○ワクチン接種や、マスクの着脱等を原因とした人権侵害や差別、いじめが生じることのないよう、全教職員へ周知徹底すること。

担当	指導1課（小）	829-1660
	（中）	829-1661
特別支援教育室		829-1667
高校教育課		829-1671
健康教育課		829-1678